

## 事業事前評価表(開発計画調査型技術協力)

2016年11月1日

社会基盤・平和構築部

運輸交通・情報通信グループ第2チーム

<b>1. 案件名</b>
国名：インドネシア国 案件名：港湾 EDI 強化戦略計画策定プロジェクト The Project on Port EDI Enhancement Strategy in the Republic of Indonesia
<b>2. 協力概要</b>
(1)事業の目的 本事業は、港湾諸手続の情報化・簡素化を図るため、港湾諸手続を電子申請するためのシステム(以下、「港湾 EDI(Electronic Data Interchange)システム」という。)のパイロット港における運用に係る技術的課題の解決のための緊急改善計画を策定し、管理・運用体制の強化を目的とする港湾 EDI システムの短期開発計画を策定することで、同国の港湾手続における港湾 EDI システムの利用促進を図り、もって港湾手続の迅速化、簡略化に寄与するもの。 (2)調査期間 2017年2月～2019年1月(2年) (3)総調査費用 約 2.5 億円 (4)協力相手先機関 運輸省海運総局(DGST)、パイロット 2 港の港湾庁(PA)及び港長(HM) (5)計画の対象(対象分野、対象規模等) ①対象分野:港湾分野 ②裨益者 1)直接受益者 港湾当局(DGST、PA、HM)、船舶代理店 2)間接受益者 インドネシア全国民
<b>3. 協力の必要性・位置付け</b>
(1)現状及び問題点 同国は 2002 年 7 月に国際海上交通簡易化条約(通称 FAL 条約:Convention on Facilitation of International Maritime Traffic)を批准し、船舶の入出港に関する手続の標準化・迅速化に取り組んでいる。また、ASEAN でも経済統合に向けて、域内の貿易関係書類の共通化・電子化に取り組んでおり、同国における港湾 EDI システムの導入・運用が求められている。 DGST では、直営で管理する INAPORTNET(港湾 EDI システムの同国版)を開発し、主要 6 港(ベラワン、スラバヤ(タンジュンペラ)、マカッサル、ジャカルタ(タンジュンプリオク)、スマラン(タンジュンエマス)、ビトゥン)に順次試行導入(ソフトローンチ)を進めており、その後の本格導入(コマーシャルローンチ)に向けた準備を進めている。 一方、インドネシア港湾運営公社 PELINDO2(タンジュンプリオク港を管理)では、独自に港湾運営にかかるシステム(港湾 EDI システムの PELINDO2 版)を運用、一部の船舶代理店はこのシステムを利用している状況にある。PELINDO2 以外の港湾運営公社(PELINDO1,3 及び 4)もそれぞれのシステムを有しており、船舶代理店は対象となる港湾毎に異なるシステムへの入登録、申請が必要となっ

ている。

複数のシステムが併存することで、船舶代理店等は異なるシステムに類似の情報を入力、登録、申請する必要が生じ、港湾 EDI システムの目的である「港湾諸手続きの一元化」に向けた調整が求められている。

かかる状況下、同国から、政府が開発した INAPORTNET 導入のボトルネックの分析調査と港湾運営公社が開発したシステムとの統合に向けた課題解決、港湾 EDI 運用にかかるキャパビル、そして統一された港湾 EDI システム導入戦略の策定支援の要請がなされた。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

同国は、2002 年 7 月に FAL 条約を批准する一方で、2006 年にインドネシア・ナショナル・シングルウインドウ (INSW) の開発を決定し、国際貿易の円滑化に向けた取り組みを進めている。本事業は、インドネシア国における INSW 実現のための統一された港湾 EDI システムとしての INAPORTNET 導入促進を支援するもので、同国の政策に合致する。

#### (3) 他国機関の関連事業との整合性 特になし

#### (4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

我が国の当国に対する国別援助方針では「不均衡の是正と安全な社会造りへの支援」のため、主要地域間・島嶼間・都市間での物流・人流の円滑化に資するインフラ整備、制度改善を支援するとあり、また対インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパーにおいても「成長に向けたボトルネックの解消 (ビジネス・投資環境、インフラ、産業高度化・人材育成)」を重点課題とし、港湾分野について、既存港の機能拡充、及び新たな物流拠点の開発が喫緊の課題としていることから、本事業はこれら方針、分析に合致する。

### 4. 協力の枠組み

#### (1) 調査項目

対象範囲:

- i) パイロット港: 主要港湾 (ベラワン、タンジュンペラ、マカッサル、タンジュンプリオク) のうち 2 港 (第 1 回 JCC にて決定)
- ii) その他対象港湾: 運輸大臣令 2015 年 PM192 で規定された上記パイロット港を除く 14 港
- iii) 船舶入出港に係る INAPORTNET の利用促進 (CIQ: Customs, Immigration, Quarantine に関する手続きは除く。)

#### 1) INAPORTNET の本格導入に必要な技術的 (IT システム含む) 課題の分析

- i) パイロット港における本格導入後の技術的課題を分析する。
- ii) パイロット港における技術的課題を解決する緊急改善計画 (おおよそ 1~2 年以内程度に実施すべき計画) を立案する。

#### 2) INAPORTNET の長期開発計画の策定

- i) パイロット港における本格導入後の課題を分析する。
- ii) パイロット港における港湾手続きに関する標準事務処理要領 (SOP) を基にした実際の港湾手続きを分析する。
- iii) INAPORTNET のユーザーマニュアルを分析し、FAQ 等を含む改訂案の作成を支援する。
- iv) DGST が PA 向けの説明会等で使用する利用者への指導要領の改訂を支援する。
- v) 主要港湾における SOP に明記されていない各港湾独自の手続きを確認する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>vi) DGSTによるその他対象港湾に対するINAPORTNET展開計画の策定を支援する。</li> <li>vii) 運輸大臣令 2015 年 PM192 に基づく DGST による PA の指導及び支援体制の構築を支援する。</li> <li>viii) DGST による INAPORTNET の管理及び運用体制の構築を支援する。</li> <li>ix) INAPORTNET を用いた NSW の実現に向けた CIQ 機関等他関連機関との連携に係る行政・技術面に関する協議及びの課題の整理を支援する。</li> <li>x) 将来の INAPORTNET の短期(5 年程度)改善計画を提案する。</li> </ul> <p>3) DGST 及びパイロット港 PA 職員の港湾の管理に関する知識の向上と意識変革に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 船舶の港湾利用に係る手続に関する周辺国の状況について理解を深める。</li> <li>ii) 船舶の入出港効率化にかかる国際的取組についての理解を深める。</li> <li>iii) 港湾手続の情報化の意義、重要性への理解を深める。</li> <li>iv) 港湾EDIの利用を前提とした港湾手続きを遵守することへの意識改革を行う。</li> </ul> <p>(2)アウトプット(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1)パイロット港における船舶入出港に係る INAPORTNET の利用促進のための緊急改善計画が策定される。</li> <li>2)INAPORTNET の他機関との連携を含めた短期開発計画が策定される。</li> </ul> <p>(3)インプット(投入):以下の投入による調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)コンサルタント(分野) <ul style="list-style-type: none"> <li>総括/港湾管理</li> <li>港湾手続き</li> <li>システム管理・運営</li> <li>ICT/業務調整</li> </ul> </li> <li>(b)その他 研修員受入れ(日本)</li> </ul>
<p><b>5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標</b></p> <p>同国における港湾手続が港湾 EDI システムを利用して行われることで、インドネシアにおける港湾手続きの迅速化、簡略化が達成される。</p>
<p><b>6. 外部要因</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)協力相手国内の事情 特になし</li> <li>(2)関連プロジェクトの遅れ インドネシア側で開発する INAPORTNET のソフトローンはプロジェクト開始の条件として確認しているが、実際の運用に際してシステムに重大な問題が発生した場合は、本プロジェクトの成果の活用は限定的となる可能性がある。</li> </ul>
<p><b>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1)環境に対する影響/用地取得・住民移転 <ul style="list-style-type: none"> <li>①カテゴリ分類:C</li> <li>②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)上、環境や社会への望ましくない影響が最小限化あるいはほとんどないと判断されるため。</li> </ul> </li> <li>2)ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減:特になし</li> <li>3)その他:特になし</li> </ul>
<p><b>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</b></p>

カンボジア「港湾政策・行政システム構築プロジェクト」の事後評価等において、法案の作成、検討、改訂、承認などの必要な手順に対するモニタリングの重要性が指摘されている。同教訓を踏まえ、本事業においては、INAPORTNET を取り巻く各種法案の改定状況について実施機関とともにモニタリングし、調査時点の最新の情報に基づく各種計画を策定する。

#### 9. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる指標
- ・緊急改善計画の活用及状況
  - ・短期開発計画の活用及状況
  - ・主要港湾における INAPORTNET の利用社数
- (2) 上記(1)を評価する方法および時期  
事業終了後 3 年後 事後評価

#### 10. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴(アピールポイント)
- (a) 相手国にとっての特徴
- ・港湾手続きが迅速化、簡略化される。
  - ・インドネシア ナショナル シングルウインドウ (INSW) の開発に寄与する
  - ・ジョコ・ウィド大統領の海洋国家構想にも合致
- (b) 日本にとっての特徴
- ・インドネシアとの関係強化
  - ・インフラシステムの海外展開政策に合致
- (2) 広報計画(広報上の取り組み案を記載)  
プロジェクト期間を通じて、INAPORTNET の関係者及びユーザー等に対して広く INAPORTNET を紹介するセミナー等を開催し、INSW の推進に寄与する。